

令和4年度
仙台市生活衛生関係事業計画

(2022年4月～2023年3月)

令和4年3月

仙台市

目 次

基本理念	… p1
基本方針	… p2
重点事業	… p3
具体的な取組み	
I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策	
1 生活衛生監視指導計画	… p4
2 営業者等による自主衛生管理の推進	… p7
II 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策	
1 健康で快適な生活環境の確保対策	… p8
2 住居衛生対策	… p9
3 住民自身による良好な生活環境の確保の推進	… p10
III 飲用水の安全確保対策	
1 貯水槽水道の適正管理指導	… p12
2 専用水道、小規模水道等の適正管理指導	… p13
3 飲用井戸水等の衛生確保対策	… p13
IV その他の事業	
1 家庭用品安全確保対策	… p14
2 一般公衆浴場(銭湯)確保対策	… p14
3 住宅宿泊事業の適正運営対策	… p14
4 健康危機管理対応	… p14
5 環境衛生監視員等の資質向上	… p15
別表 1 監視指導計画	… p16
別表 2 基本監視項目	… p17
資料 1 事業計画一覧表	… p18
資料 2 用語の説明 (50音順)	… p19

〔基本理念〕

衛生的な生活環境は、すべての市民が健康で豊かな生活を営む上で必要不可欠なものであるとともに、仙台市の観光や産業等を支える重要な基盤です。

本市における生活衛生関係事業においては、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律*などの関係法の趣旨を踏まえ「公衆衛生・市民生活の向上」を目的として、「健康の保護が最も重要」という基本的認識に立ち、市民の信頼を最大限に確保できるよう施策に取り組めます。

本市では、このような基本理念を踏まえ、次の3つの視点を掲げて市民の健康保護と良好な生活環境の確保に向けた実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進します。

●事業者等の自主管理による衛生確保

衛生の確保に第一義的な責任を有する事業者、管理者等に対し、適切な管理を実施するために必要な情報の提供や技術支援を行い、適正な自主衛生管理を推進します。

●市民の視点に立った衛生確保

市民は、生活衛生に関する知識と理解を深め、事業者や行政等への意見表明に努めることにより効果的な施策の推進の役割を果たします。

本市は、市民の視点に立って丁寧で分かりやすい情報発信を幅広く行い、市民の適切な関与を推進します。

●関係者による相互理解と協力による衛生確保

基本理念実現のためには、市民、事業者、仙台市の三者が、それぞれの責務や役割を認識した上で適切な行動、相互理解、相互協力を推進することが必要です。

本市は、関係者による情報交換、信頼関係の構築を推進し、要望や相談の施策への反映に努め、公衆衛生、市民生活の向上を図ります。

【用語の説明】語尾に「」を付した用語は、「資料2 用語の説明（50音順）」で解説しています（p19～23）。

〔基本方針〕

新型コロナウイルス感染症の流行、ICT 技術の普及、生活様式の多様化など、社会情勢の変化を背景に、市民が安心して安全な生活をする事ができる基盤となる生活衛生分野における衛生確保の重要性は増していると言えます。

市民が安全で安心な日常生活を送れるよう、本事業計画には、基本理念を具体的に実現していくための取組みを示しています。本市における生活衛生関係事業は、「生活衛生関係営業施設*等の衛生確保対策」、「市民生活に係る良好な生活環境の確保対策」、「飲用水の安全確保対策」の3つを柱として展開します。

＜生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策＞

生活衛生関係営業施設等は、市民の日常生活に密接に関係する業態であり、その施設数は約5,000施設（令和4年3月時点）に上っていることから、施設の衛生水準の維持向上を図っていくことは重要な課題です。

効率的、効果的な監視指導を実施するとともに、衛生講習会の開催等で技術支援を行い、生活衛生関係事業者自らが実施する自主衛生管理の推進を図ります。

＜市民生活に係る良好な生活環境の確保対策＞

身の回りの生活環境を良好に保つことは、健康で豊かな日常生活や、公衆衛生の確保のために重要です。

感染症の媒介原因として社会的関心が高まっている蚊、ダニ等の衛生害虫、及びねずみに関することや、シックハウス*、ダニアレルギー等の住居衛生問題、スズメバチに関する相談、宅地用空き地の雑草繁茂相談等、市民生活に関連する生活環境問題についても、引き続き市民啓発を充実させるとともに、適切な助言や指導等を通じて、市民の健康で快適な生活環境の確保を図ります。

＜飲用水の安全確保対策＞

水道水を受水槽に受けて利用する貯水槽水道*や、地下水等を浄化して飲用する施設においては、飲用水の安全確保のため、水道施設の所有者等が設備等の維持管理を徹底する必要があります。

貯水槽水道の設置数は、約8,400件（令和4年3月時点）あり、今後とも水道局をはじめ関係機関との情報共有を進めながら、所有者等に対する適切な指導等を行い、飲用水の安全確保を図ります。

地下水等を浄化して飲用する施設では、水源の汚染防止対策（動物の糞便、農薬による汚染等）、定期的な水質検査の指導等を行い、利用者の健康を確保するために求められる自主衛生管理を推進します。

なお、現在、世界的に注目されている「持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）[†]」における17の目標のうち、本事業計画に関係する以下の2つの目標も念頭に置き、本事業計画を着実に遂行していくものとします。

- ・目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ・目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

[†] SDGs：2015年の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール、169のターゲットを定めている。

〔重点事業〕

市民生活に係る良好な生活環境を確保し、市民の健康で快適な暮らしの維持向上を図るため、次の5項目を重点項目として位置づけ、事業を実施します。

入浴設備等におけるレジオネラ症*等感染症防止対策

新型コロナウイルス感染症の発生により、旅館業施設や公衆浴場等における入浴設備、冷却塔等の使用状況の変動もあることから、施設休止後の再開時も含め、適切な衛生管理の徹底が重要となります。

重篤な健康被害を引き起こすレジオネラ属菌*が入浴設備、冷却塔等において増殖・拡散することを防止するため、浴槽水等の自主衛生管理状況を確認し、適切な管理を徹底するよう指導します。レジオネラ症患者発生等の健康危機事態については、迅速に対応するとともに、関係機関とも連携して危害の拡大・再発を防ぎます。

生活衛生関係営業施設等の適正な自主衛生管理等の推進

ICT 技術の普及、業態の多様化、新型コロナウイルス感染症の流行等の社会情勢の変化に伴い、生活衛生関係施設による自主衛生管理等の重要性が増しています。

旅館業法等の関係法に基づく報告徴収、立入指導、無許可営業の取締り等を実施し、営業者の自主衛生管理を促しながら、衛生的で適正な施設環境の確保に努めます。

衛生害虫対策に係る市民啓発

人々のグローバルな移動や地球温暖化の影響による生息域の拡大等に伴い、蚊やダニが媒介する感染症等のリスクが高まっています。

そのような状況において良好な生活環境を確保するため、感染症を媒介するおそれのある蚊やダニ等の衛生害虫の生態や防除方法等に関する情報を広く発信していきます。

貯水槽水道*、専用水道*等の安全性確保対策

日常生活に不可欠な飲用水の利用にあたり、健康被害の発生防止の観点から安全性を確保することが重要です。

マンションやビル等、受水槽に水道水を貯めて利用する貯水槽水道については、関係機関（水道部局、登録検査機関*等）と連携し、建物の所有者等が適正に衛生管理を行うよう指導します。

地下水等の自己水源を利用する専用水道等の施設については、水源の汚染防止対策（動物の糞便・下水、土壌・農薬・油等の化学物質等）、定期的な水質検査等の指導を引き続き行います。

環境衛生監視員*等の人材育成・資質向上の推進

生活衛生関係営業施設等の効果的な監視指導、公衆衛生の向上を推進するには、関係法令のみならず、科学的知見に基づく高度な技術や幅広い知識を有し、それらを駆使して、適切な判断や丁寧で分かりやすい説明ができる人材の確保が重要です。

環境衛生監視員などの職員を対象とした実務的な研修会の開催、各種学会や厚生労働省が主催する研修会への参加等の多様な学びの機会を確保することで、業務に必要な技術、知識、適切な判断力や指導手法等の習得を推進します。

〔具体的な取組み〕

I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策

1 生活衛生監視指導計画

(1) 対象施設

①営業六法*施設

興行場*、旅館等、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所

②営業六法以外の生活衛生関係施設

温泉利用施設、遊泳用プール(※)、専用水道、貯水槽水道、小規模水道*等、
特定建築物*、化製場*・畜舎*等、コインランドリー

(※容量がおおむね100m³以上で学校プールを除く)

(2) 監視指導

生活衛生課及び各区衛生課は、別表1を基本として、地域特性や施設・設備の管理状況等に応じた監視頻度を設定し、監視指導計画を策定します。また、新型コロナウイルス感染症対応などの危機管理業務に応じて計画を適切に実行します。

なお、監視指導計画については、年度終了時に、実効性について検証を行い、適正化を図ります。

(3) 監視指導項目

監視指導は、対象施設別に別表2に示した項目を基本として実施します。

不適項目のある施設については、指導を徹底し、衛生水準の向上を図ります。

衛生管理状況は、自主管理状況の把握と併せ、行政が実施する水質検査等により確認します。

(4) 重点監視指導事項

特に対策が必要な以下の事項について、重点的に監視指導を実施します。

①公衆浴場、旅館業施設等におけるレジオネラ症等感染症防止対策

入浴施設等において、レジオネラ症の発生を防止するためには、営業者による自主管理体制の構築が重要であることから、「入浴施設におけるレジオネラ症防止のための衛生管理手引書作成の手引き」(平成29年)等を活用し、適切な衛生管理手引書及び点検表の作成を促すとともに、営業者の作成した衛生管理手引書及び点検表に基づき適切に管理が行われていることを確認します。

衛生管理が適切に実施されていることを検証するため、レジオネラ属菌検査等

の行政検査を実施し、得られた検査結果や最新の科学的知見に基づく指導を行います。同様に、温泉、冷却塔等についても指導します。

レジオネラ属菌が検出され、健康被害が発生するおそれが高いと認められる場合や、入浴施設等が感染源として疑われる患者発生情報を入手した場合は、「仙台市レジオネラ症防止対策指導要領」（平成27年）に基づき、迅速に必要な調査・指導等を実施し、危害拡大防止に努めるとともに、再発防止のための指導を行います。

また、社会福祉施設等の入浴施設についても、「仙台市社会福祉施設等の入浴施設におけるレジオネラ症防止対策要領」（平成22年）に基づき、必要に応じ関係部局と連携し、衛生指導を行います。

【各区衛生課・生活衛生課】

②生活衛生関係施設でのノロウイルス*等感染症の防止対策

多くの市民が利用する生活衛生関係施設におけるノロウイルス、インフルエンザウイルス等による感染症防止対策について、関係部局と連携を図りつつ、啓発・周知等を行います。

特にノロウイルスは嘔吐物等の不適切な処理が、施設内での集団感染を引き起こしたと疑われる事例が全国的に散発していることから、適切な消毒・換気方法など営業者自らが対応できるよう感染症防止対策に関する情報提供等を行います。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等、各省庁や関係団体からの最新情報を提供します。

【各区衛生課・生活衛生課】

③生活衛生関係営業施設等での適正な営業、自主衛生管理の指導

関係法令や資格に基づく適正な営業についての啓発等を行い、良好な施設環境の維持向上に努めます。また、関係法令の許認可等を得ずに旅館業、理・美容業等が営まれている場合や、住宅宿泊事業*法の枠組みを超えて宿泊サービスを提供している場合等、不適正な施設等に対して是正指導を行います。

【各区衛生課・生活衛生課】

- ・旅館業においては、施設周囲の善良な風俗を保持し、青少年の健全育成を阻害することのない、健全な営業を推進する観点においても、法令による基準の適合状況を継続して監視指導を行うとともに、「仙台市ラブホテル等指導要綱」（昭和59年）の趣旨について、営業者に理解と同意を求めています。

【各区衛生課・生活衛生課】

- ・理・美容業においては、実効性の高い立入検査、衛生講習会を実施し、出張営業の衛生管理やまつ毛エクステンション*に代表されるまつ毛に係る施術、酸化染毛剤*による健康被害防止の周知を行います。なお、頭髮に係る作業を行う施設で洗髪設備が未設置の施設について、本市条例に基づき、増改築を行う場合には洗髪設備を設置するよう引き続き指導します。

【各区衛生課】

- ・クリーニング所等においては、「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年厚生省）に準拠し、衛生指導に加え防火安全上の対策についても助言指導を行います。なお、ドライクリーニング工場の新設等における事前指導においては、関係法令を所管する建築部局及び消防部局と引続き連携し、指導を徹底します。また、コインランドリー施設については、衛生管理、機器の状況等について把握に努め、設置者等に対し、適切な衛生指導を行います。

【各区衛生課】

- ・特定建築物においては、適切な維持管理を図るため、「仙台市特定建築物事前指導に関する事務手続要領」（平成17年）に基づき、着工前に衛生設備等の設計、運用等について技術指導します。竣工後の維持管理状況は、管理状況報告書の確認や、立入検査、講習会の開催等で適切な指導啓発を行います。

【生活衛生課】

- ・衛生害虫対策においては、IPM*の考え方に基づく効果的な発生源対策等について指導啓発を行います。

【各区衛生課・生活衛生課】

2 営業者等による自主衛生管理の推進

(1) 衛生教育の推進

生活衛生関係営業施設の営業者、管理者、従業員等による効果的な自主衛生管理の推進を図るため、衛生講習会の開催や、最新の知見に基づく情報提供や衛生指導、啓発等、以下の事業を行います。

- ・生活衛生関係営業施設の営業者・管理者等を対象とした衛生講習会の開催
- ・ホームページやパンフレット等、様々な媒体による幅広い情報発信、周知啓発（消毒法等の衛生管理、関係法令や資格に基づく適正な営業の啓発等）
- ・適切な自主衛生管理や、効果的な自主点検の実施指導、報告徴収等

【各区衛生課・生活衛生課】

(2) 生活衛生同業組合との連携

生活衛生同業組合は、生活衛生関係営業施設の営業者が、市民生活に密着したサービス業における衛生水準の維持向上のため、営業者による自主衛生管理を促進し、業界の発展や市民生活の安定に寄与する目的で業種ごとに組織された団体です。市内で活動する組合支部の組合員に対する研修会・衛生講習会を開催するとともに、生活衛生営業指導センター（※）と連携して「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法*）」（昭和32年）や衛生管理に関する情報提供を行い、自主衛生管理の推進を図ります。

（※生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づく団体です。組合と同様の目的で各種相談指導事業等を担います。）

【各区衛生課・生活衛生課】

(3) 各種表彰制度の推進

「施設の衛生管理が優良で他の模範となる生活衛生優良施設」、「生活衛生の向上に積極的に協力し組織の育成強化に携わっている生活衛生功労者」を市長や保健所長より表彰することで、公衆衛生の向上における功績を讃えるとともに、生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上、衛生思想の普及啓発を図ります。

【各区衛生課・生活衛生課】

Ⅱ 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策

1 健康で快適な生活環境の確保対策

「3(1)市民啓発・衛生教育の推進」を行うとともに、具体的な事例については以下の対策を行います。

(1)ねずみ・衛生害虫対策

①ねずみ対策

ねずみ駆除に関する市民相談に対しては、ねずみが生息しにくい環境づくりを助言します。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課】

②衛生害虫対策

衛生害虫に関する市民相談については、必要に応じて拡大鏡や顕微鏡を用いて簡易な同定等を行い、適切な対応方法や駆除方法等を助言します。

また、下水道未整備地域等において住居の便槽、排水側溝等を発生源とするハエ、蚊等の発生に対する防除対策について助言し、必要に応じて薬剤サンプル(殺虫剤)を配付します。なお、配付する薬剤は、環境や健康に影響の少ない薬剤を選定し、配付量は必要最小限に抑えることとします。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課】

(2)宅地用空き地等の雑草繁茂対策

「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」(昭和63年)に基づき、宅地用の空き地において、周辺住民の生活環境に悪影響を与えるような雑草の繁茂に関する相談が寄せられた場合には、当該空き地の所有者等に対し、雑草の除去について助言、指導又は勧告を行います。また、空き家の雑草繁茂相談については、空き家担当部局と連携して対応します。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課】

(3)スズメバチ等の営巣駆除相談対応

自宅の敷地内等におけるスズメバチやアシナガバチなどの営巣駆除相談については、刺傷被害を防止するための適切な対処方法等を助言します。

ただし、一般住宅及びその周辺で通学路周辺等多数の市民に影響が及ぶ公共性の高い場所にスズメバチが営巣した場合で、早急な駆除を公的に実施する必要があると判断されるときは、緊急対策として公費による駆除対応を行います。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課】

(4) 都市水害発生時等における防疫体制の確保

「仙台市都市水害発生時における防疫対策実施要領」（平成13年）に基づき、都市水害で住宅に床上浸水等の被害が発生した場合に、速やかに消毒実施に関する助言対応ができるよう各区及び総合支所に、逆性石ケン、消毒用エタノール等の消毒用薬剤を備蓄し体制を整備します。また、必要に応じて、（一社）宮城県ペストコントロール協会と締結した「水害時における防疫活動の協力に関する協定書」（平成28年）に基づく防疫活動を実施します。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

2 住居衛生対策

(1) シックハウス対策

① 住居等におけるシックハウス相談対応

啓発用パンフレット、市政だより、ホームページ等により室内の化学物質の低減化方法について、周知に努めます。

また、相談内容に応じて、検知管によるホルムアルデヒド等の簡易測定を実施し、換気等による室内空気環境の具体的な改善方法等について助言します。

【各区衛生課】

② 市有施設等におけるシックハウス対策の推進

「市有施設の新築・改築時等におけるシックハウス対策マニュアル」（平成16年）に基づく対策が確実に講じられ、市民が安心して市有施設等を利用できるように、新築・改築等をした市有施設の VOC*（揮発性有機化合物）等検査を生活衛生課で一括契約し、進行管理を行います。併せて、施設を利用する市民に測定結果を周知する取り組みを進め、必要に応じその結果等を関係部局で構成する仙台市シックハウス対策連絡会議に報告し、対策の推進を図ります。

【生活衛生課】

(2) ダニアレルギー対策

啓発用パンフレット、市政だより、ホームページ及びパネル展示等により、ダニアレルゲン*の低減方法について、周知に努めます。

また、相談内容に応じて、ダニアレルゲンの簡易測定を実施し、掃除、換気等による住居環境の具体的な改善方法等について助言します。

【各区衛生課】

3 住民自身による良好な生活環境の確保の推進

地域で生活する住民自身による環境衛生活動を支援、推進し、良好な生活環境の確保を図ります。

(1) 市民啓発・衛生教育の推進

①市民啓発・衛生教育

ホームページ、パネル展示、市政出前講座等を通して、住民自身によって良好な生活環境が確保できるよう、最新の知見に基づく情報発信、市民啓発を行います。

- ・感染症媒介のおそれのある蚊やダニ等の衛生害虫、ねずみの生態、防除方法について様々な媒体での周知、啓発

(ホームページ、パンフレット、市政出前講座、6月4日(ムシの日)を中心に区役所ロビー等でのパネル展示等)

- ・宅地用空き地における雑草について土地所有者等が適正に管理し、周辺の良好な生活環境を保つよう幅広い周知、啓発(市政日より、ホームページ等)

- ・ハチの刺傷被害等を防止するため、スズメバチやアシナガバチなどの生態、営巣しやすい場所、営巣駆除方法について幅広い周知、啓発

(ホームページ、パンフレット、市政出前講座、6月4日(ムシの日)を中心に区役所ロビー等でのパネル展示等)

- ・シックハウス、ダニアレルギー等の住居衛生問題について、化学物質の低減化方法等の対策方法の周知、啓発(市政日より、ホームページ等)

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

②市民相談対応

「1 健康で快適な生活環境の確保対策」、「2 住居衛生対策」に関する相談、苦情については、受理した各区保健福祉センター衛生課等において適切に対応します。市民からの相談に対して、受理担当課単独での対応が困難な場合には、処理方策を関係部局と協議し、連携して対応するとともに、区役所全体で取り組む課題等についても、関係部局と協力・連携して対応します。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

(2) 動力草刈機等機器整備補助

「仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱」（昭和53年）に基づき、除草等により自主的に良好な地域生活環境の保持に取り組もうとする町内会等に対し、動力草刈機等の整備費用の一部補助を行います。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課】

(3) 河川愛護活動等支援

関係部局と連携のもと、市域内の河川・水路の清掃等美化活動に取り組んでいる仙台市河川愛護会に属する団体の活動を支援します。

【青葉区衛生課・宮城野区衛生課・若林区衛生課・太白区衛生課】

Ⅲ 飲用水の安全確保対策

啓発用パンフレット及びホームページ等による飲用水の安全確保についての情報提供、「I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策」を行うとともに、以下の取組みを行います。

1 貯水槽水道の適正管理指導

貯水槽水道（簡易専用水道*、簡易専用小水道*等）について、自主衛生管理の推進と、指導を行います。

(1) 管理状況の把握、定期検査受検指導

法令に規定される管理状況に関する検査（定期検査）について、登録検査機関の協力のもと、受検状況の把握に努めます。

併せて、施設の布設、変更、廃止等に当たっては、引続き関係部局との連携を図り、情報共有を行いながら、既存施設の布設者、施設名等の台帳情報を確認し、正確な現状の把握に努めます。

また、貯水槽水道の適正管理促進に係る事業方針に基づき、定期検査未受検施設に対し継続的に受検指導を行うとともに、新規（承継）施設の設置者へ定期検査制度の周知・受検指導を徹底します。

【各区衛生課・生活衛生課】

(2) 立入検査、指導

定期検査等により判明した特に衛生上の問題がある施設については、速やかに立入調査し、改善を指導します。

また、布設者等からの相談があった場合についても、必要に応じて現地調査を行い、適切な管理方法等を指導します。

【各区衛生課・生活衛生課】

2 専用水道、小規模水道等の適正管理指導

飲用井戸水、湧水、沢水等の自己水源を利用する専用水道、小規模水道等については、クリプトスポリジウム*等の耐塩素性病原生物による健康被害の発生を防止するため、原水の汚染状況の確認及びリスクレベルに応じた対策の指導を行います。

また、立入検査により衛生管理状況の確認を行うとともに、必要に応じて行政検査（水質検査や、クリプトスポリジウム等の指標菌検査*など）を実施し、より安全な水を利用するための適正管理を指導します。飲用水の水質悪化等、特に健康被害のおそれがある事態を把握した場合には、速やかに指導、立入調査等の対応を行い、危害の拡大防止、飲用水の安全確保に関係部局と連携して取り組みます。

【各区衛生課・生活衛生課】

3 飲用井戸水等の衛生確保対策

自家用等の小規模な飲用井戸水等については、布設者等から相談があった場合等、必要に応じて、より安全に水を利用するための指導を行います。

水道整備地域については、飲用には水道水の使用を働きかけ、井戸水等は、雑用水として使うこと等、助言や指導を行います。

また、必要に応じて関係部局と連携し情報共有を図ります。

【各区衛生課・生活衛生課】

IV その他の事業

1 家庭用品安全確保対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和48年）に基づき定められた家庭用品による健康被害を未然に防ぐため、市内に流通している乳幼児用衣類等の試買検査を行い、基準違反の場合は、回収等の措置を行います。また、本市ホームページ等により、家庭用品の正しい使用方法等について、周知に努めます。

【生活衛生課・衛生研究所】

2 一般公衆浴場（銭湯）確保対策

市民の日常生活に不可欠な一般公衆浴場（銭湯）を安定的に確保するため、「仙台市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱」（昭和58年）に基づき、施設の運営費用や設備改善費用の一部補助を実施します。

【各区衛生課・生活衛生課】

3 住宅宿泊事業の適正運営対策

「住宅宿泊事業法」（平成29年）に基づく住宅宿泊事業について、相談対応、届出受付、事業実績報告の徴収、適正管理指導等による監督を行います。

事業を行うにあたり、衛生や安全の確保のために必要な措置等については、ホームページ等で周知、啓発します。

また、法の枠組みを超えて宿泊サービスを提供することがないようにホームページ等での周知啓発、調査を行います。無届施設や、その疑いのある施設等については、旅館業法に基づく無許可営業施設として各区衛生課と連携した是正指導を行います。

【生活衛生課・各区衛生課】

4 健康危機管理対応

生活衛生関係営業施設等が原因と疑われる感染症、健康被害に関する情報を把握した場合は、関係部局と連携・協力して迅速に施設調査等を行い、危害拡大の防止と原因究明に努めるとともに、再発防止のための指導等を行います。

また、高病原性鳥インフルエンザ*や新型インフルエンザ*等の健康危機対策への備えに努め、安全で安心できる市民生活を確保するため関係部局と連携し、迅速かつ的確に対応します。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課
・衛生研究所】

5 環境衛生監視員等の資質向上

市民が安全で安心な日常生活を送れるよう良好な生活環境を実現し、市民の健康を確保するため、職員研修等を通して最新の知見を得るとともに、丁寧で分かりやすい説明や、相互理解と協力を推進できる環境衛生監視員などの職員の育成を図ります。

(1) 実務研修等の開催

業務課題等を踏まえた実務的な研修を行い、環境衛生監視員や新任職員等の実務に必要な専門知識や監視指導手法、検査技術の習得を図るとともに、効果的な啓発や事例等の共有、学び直しによる職員の資質向上に努めます。

実務研修等（予定）	開催時期（予定）
生活衛生関係業務説明会	4月
各職場での実務研修会	4月、随時
危機管理研修	5月
各種外部研修等参加者による伝達研修	9月
事例検討研修、実務担当者会議	随時

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

(2) 外部研修等への参加

最新の専門的知識や技術の習得、情報収集を目的として、各種学会や厚生労働省等の関係機関が開催する研修会、講習会等に参加し、環境衛生監視員などの職員の資質向上を図ります。得られた知見は、関係部署で情報共有するとともに、適宜、伝達研修等を行います。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

(3) 相談事例等の共有化、多様な学びの機会の確保

市民、事業者から寄せられる様々な相談、事例等について、情報の共有化、施策への反映に努め、業務の適正な実施に努めます。

また、担当者会議等での活発な情報交換を推進し、職員の学び直し等の多様な学びの機会を確保して、多角的な視点で捉える能力を持ち、総合的に判断できる人材の育成に努めることにより、効果的な施策を推進できる体制の整備を図ります。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

別表 1 監視指導計画

	対象施設	監視計画(%) (監視施設数/施設数)	備考
営業六法施設	興行場	100	
	旅館業	100	入浴設備等はレジオネラ症対策として重点監視
	公衆浴場	100	
	理容所	33 (理容・美容の重複 開設施設は100)	衛生講習会で補完
	美容所		
	クリーニング所	—	2年毎に全工場 [*] 監視(今年度は100%)、その他の施設は各区で設定
営業六法以外の生活衛生関係施設	温泉利用施設	100	入浴設備等はレジオネラ症対策として重点監視
	遊泳用プール	100	
	専用水道	100	
	貯水槽水道等	—	特に衛生上問題がある施設は100%、その他の施設は各区で設定
	特定建築物 (建築物衛生法)	10	管理状況報告書の確認、衛生管理講習会で補完
	化製場・畜舎等	50(犬舎) 100(その他の施設)	
	コインランドリー	—	2年毎に全施設監視(今年度は各区で設定)

※工場:クリーニング所のうち洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所(取次所)を除いた施設

- ・生活衛生課及び各区衛生課は、地域特性や施設・設備の管理状況等に応じて、1年～3年に1回を基本とした監視頻度を設定し、監視指導計画を策定します。
- ・新型コロナウイルス感染症対策、効率的・効果的な監視の取組みとして、現地での監視だけでなく、電話、書面等による監視手法も活用します。
- ・旅館業、特定建築物、畜舎など、営業計画段階での事前指導も行い、関係法令に基づき、適正な営業、自主衛生管理を推進します。

別表2 基本監視項目

	対象施設	基本とする監視項目
営業六法施設	興行場	管理状況（衛生状態、照明設備、空調設備、帳簿）、変更事項の有無
	旅館業	管理状況（衛生状態、給水・給湯設備、浴槽水、衛生管理手引書・点検表・宿泊者名簿等帳簿、善良風俗保持）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	公衆浴場	管理状況（衛生状態、給水・給湯設備、浴槽水、衛生管理手引書・点検表等帳簿、善良風俗保持）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	理容所	管理状況（衛生状態、器具消毒、器具・薬品管理）、資格者従事状況、変更事項の有無、まつ毛に係る施術や酸化染毛剤による健康被害防止対策の周知
	美容所	
	クリーニング所	管理状況（衛生状態、機械器具整備・消毒、溶剤等保管）、資格者従事状況、研修・講習受講状況、変更事項の有無
営業六法以外の生活衛生関係施設	温泉利用施設	管理状況（衛生状態、温泉成分等掲示・再分析実施）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	遊泳用プール	管理状況（衛生状態、排（環）水口、給水・給湯設備、管理日誌等帳簿）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	専用水道	管理状況（設備、水質、帳簿）、水道技術管理者従事状況、変更事項の有無、採水検査
	貯水槽水道等	管理状況（受水槽・高置水槽、水質、定期検査受検）、変更事項の有無、採水検査
	特定建築物	管理状況（空調設備、給排水設備、衛生状態、室内空気環境、帳簿）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	化製場・畜舎等	管理状況（衛生状態、換気・給排水設備、廃棄物処理）、変更事項の有無
	コインランドリー	管理状況（衛生状態、機械器具整備・消毒）、変更事項の有無

・施設・設備の管理状況や地域特性等に応じた監視項目を設定し、監視指導計画を策定します。

・ノロウイルス等感染症の防止対策についても啓発を行います。

資料 1 事業計画一覧表

事業名	事業内容	主な時期
I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策		
1 生活衛生監視指導計画	<ul style="list-style-type: none"> ・監視計画に基づく監視指導 ・レジオネラ症防止対策（入浴施設、冷却塔等） ・ノロウイルス等感染症の防止対策 ・適正な営業、自主衛生管理の指導 	<p>通年</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
2 営業者等による自主衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生教育の推進 ・生活衛生同業組合との連携 ・各種表彰制度の推進 	<p>〃</p> <p>1 2 月</p>
II 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策		
1 健康で快適な生活環境の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ・衛生害虫対策 ・宅地用空き地等の雑草繁茂対策 ・スズメバチ等の営巣駆除相談対応 ・都市水害発生時等における防疫体制の確保 	<p>随時</p> <p>初夏～秋季</p> <p>〃</p> <p>随時</p>
2 住居衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・シックハウス対策 ・ダニアレルギー対策 	<p>〃</p> <p>〃</p>
3 住民自身による良好な生活環境の確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民啓発・衛生教育 ・市民相談対応 ・動力草刈機等の機器整備補助 ・河川愛護活動等支援 	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
III 飲用水の安全確保対策		
1 貯水槽水道の適正管理指導	<ul style="list-style-type: none"> ・管理状況の把握、定期検査受検指導 ・立入検査、指導 	<p>随時</p> <p>通年</p>
2 専用水道、小規模水道等の適正管理指導	<ul style="list-style-type: none"> ・原水の汚染状況の確認、対策の指導 ・立入検査、管理状況確認 	<p>〃</p>
3 飲用井戸水等の衛生確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・飲用井戸水使用者等への指導 	<p>随時</p>
IV その他の事業		
1 家庭用品安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・試買検査の実施、市民への周知啓発 	<p>随時</p>
2 一般公衆浴場（銭湯）確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費用及び設備改善費用の一部補助 	<p>〃</p>
3 住宅宿泊事業の適正運営対策	<ul style="list-style-type: none"> ・届出受付、事業実績報告徴収、適正管理指導 	<p>〃</p>
4 健康危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係施設に係る感染症、健康被害等の対応 	<p>〃</p>
5 環境衛生監視員等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・実務研修等の開催、外部研修等への参加 ・相談事例等の共有化、多様な学びの機会の確保 	<p>〃</p> <p>通年</p>

資料2 用語の説明（50音順）

▽あ行▽

■営業六法（えいぎょうろっぽう）

興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法を合わせて生活衛生関係営業六法といいます。これらの6つの法律で規制されている営業施設について、個々の法令に基づく衛生措置の遵守状況はもとより、空気環境や飲料水等の衛生管理状況などについて確認し、施設の衛生水準向上のための指導を行っています。

▽か行▽

■化製場（かせいじょう）

獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設のことをいいます。また、獣畜とは、牛・馬・豚・めん羊及び山羊をいいます。

■簡易専用水道（かんいせんようすいどう）

簡易専用水道は水道法で定義されており、市町村などの水道から供給を受ける水のみを水源とし、この水を一旦受水槽に受けた後、建物の各場所に給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいいます。

■簡易専用小水道（かんいせんようしょうすいどう）

簡易専用小水道は宮城県簡易給水施設等の規制に関する条例で定義されており、市町村などの水道から供給を受ける水のみを水源とし、この水を一旦受水槽に受けた後、建物の各場所に給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が5m³を超え10m³以下のものをいいます。

■環境衛生監視員（かんきょうえいせいかんしん）

環境衛生監視員とは、環境衛生に関係する施設に対して立入検査等の監視指導を行う地方自治体の職員で、主に保健所に勤務しています。環境衛生監視員には、関係法令で一定の任用要件が定められています。

監視指導を実施する施設は、それぞれの法律が適用される興行場、旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所などの生活衛生関係営業施設です。また、一定規模以上のオフィスビルなどの特定建築物（建築物衛生法）や化製場などの監視指導も行っています。

■クリプトスポリジウム・クリプトスポリジウム等指標菌

（くりぷとすぽりじうむ・くりうぷとすぽりじうむとうしひょうきん）

クリプトスポリジウムは動物の腸に寄生する大きさ約5μmの原虫で、飲用水等が汚染されると下痢や軽い発熱などの健康被害を起こすおそれがあります。環境水中では、オ

ーシスト（4～6 μm）（※）として検出され、塩素消毒には抵抗性がありますが、熱には弱く煮沸すると死滅します。類似の原虫「ジアルジア」を含めて、「クリプトスポリジウム等」といい、飲用水等の汚染対策が推進されています。大腸菌、嫌気性芽胞菌は汚染の指標となる菌であり、いずれかの指標菌が検出された場合には耐塩素性病原生物が水に混入するおそれがあります。

（※）オーシスト：クリプトスポリジウムが、寄生する動物の体外に出てきた形（ジアルジアではシストという）。卵のような形をしており、中には3～4匹の虫体があり、表面は丈夫な殻で覆われているため、塩素系消毒剤に対し極めて強い耐性があります。

■ 興行場（こうぎょうじょう）

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。興行場法で施設の換気、照明などの衛生措置を講ずることが義務付けられています。

■ 高病原性鳥インフルエンザ（こうびょうげんせいとりいんふるえんざ）

鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスの感染症が、鳥インフルエンザです。鳥インフルエンザのなかでも、鶏に感染させた場合に、高率に死亡させてしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。鳥インフルエンザウイルスは、通常、人間に感染することはありませんが、感染した鳥に触れる等濃厚接触をした場合など、稀に鳥インフルエンザウイルスが人に感染することがあるといわれています。

▽ さ行 ▽

■ 酸化染毛剤（さんかせんもうざい）

染毛成分が毛髪内に浸透することによって毛髪を染める製品で、ヘアカラー、ヘアダイ、白髪染め、おしゃれ染め、アルカリカラー等と呼ばれています。酸化染毛剤には主成分としてパラフェニレンジアミン、メタアミノフェノール、パラアミノフェノール等の酸化染料が含まれていますが、これらの物質は、アレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすい物質でもあります。

■ シックハウス（シックハウス症候群）（しっくはうす（しっくはうすしょうこうぐん））

室内空気汚染により起こる健康影響のことをいいます。建材及び家具等から発生する化学物質やダニ、カビ等が原因とされています。

■ 住宅宿泊事業（じゅうたくしゅくはくじぎょう）

旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないものとして住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出をして営業するものをいいます。

■ 小規模水道（しょうきぼすいどう）

小規模水道は宮城県簡易給水施設等の規制に関する条例で定義されており、地下水など

の自己水源を利用し、居住者30人以上100人以下又は利用者30人以上に給水する水道をいいます。

■ 新型インフルエンザ（しんがたいんふるえんざ）

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。

■ 生活衛生関係営業施設（せいかつえいせいかんけいえいぎょうしせつ）

日常生活に必要とされるサービスを提供し、身の回りの衛生に係る店舗や施設をいいます。主な例として、理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、映画館などが該当します。

■ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律・生衛法

（せいかつえいせいかんけいえいぎょうのうんえいのてきせいかおよびしんこうにかんするほうりつ・せいえいほう）

略称は、生衛法（せいえいほう）といいます。理容業や美容業、クリーニング業、旅館業、飲食業等18業種について、経営の健全化、衛生水準の維持向上等を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としています。これらの業種は国民の生活に密接に関係していることから、営業者の自主活動の促進、経営の健全化の指導など各種の行政施策が、この法律により講じられています。

■ 専用水道（せんようすいどう）

専用水道は水道法で定義されており、寄宿舍、社宅、団地等の自家用の水道のうち一定規模以上のものをいいます。地下水などの自己水源を利用する場合は、居住者が101人以上、又は1日の最大給水量が20m³を超えるものが該当します。水道水のみを水源としている場合は、上下面及び側面の六面点検ができない貯水槽（受水槽）の有効容量が100m³を超える水道（受水槽の外側全面が点検できないもの）、もしくは地中又は地表に施設されている口径25mm以上の導管の全長が1,500mを超えるもの（導管の外側全面が点検できないもの）が該当します。

▽た行▽

■ ダニアレルゲン（だにあれるげん）

ヒョウヒダニという種類のダニの糞（ふん）や死がいなどがダニアレルゲンに該当します。ダニの接触による鼻炎や気管支喘息等のアレルギー症状が起こることを「ダニアレルギー」、この原因となる物質を「ダニアレルゲン（アレルギー物質）」といいます。

■ 畜舎（ちくしゃ）

化製場等に関する法律施行令で定める動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、鶏、あひ

る)を、化製場等に関する法律施行条例(宮城県条例第15号)で定める数以上、飼養又は収容する施設をいいます。

■貯水槽水道(ちよすいそうすいどう)

ビル・マンション等の建物で、市の水道局から供給される水道水をいったん受水槽に受けたのち利用者に供給する給水設備のことをいいます。受水槽に入るまでの水質は水道局が管理しますが、受水槽以降はその設置者(建物の所有者)が責任を持って管理する必要があります。年1回の定期清掃、厚生労働大臣登録検査機関による管理状況検査の定期受検が、法令等で規定されています。

■登録検査機関(とうろくけんさきかん)

貯水槽水道において、簡易専用水道などの管理状況の検査を行う民間機関等で、水道法第34条の2第2項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関のことをいいます。貯水槽水道のうち簡易専用水道及び簡易専用小水道は、法令等に基づき毎年1回以上、定期的に登録検査機関による管理状況等の検査を受ける必要があります。受水槽の有効容量が5m³以下の貯水槽水道については、「仙台市小規模簡易給水施設指導要綱」(平成12年)において検査を受けるよう努めることとされています。

■特定建築物(とくていけんちくぶつ)

事務所、学校、店舗、旅館などに使用される建築物のうち、延べ床面積が3,000m²以上のものをいいます(ただし、学校教育法第1条に該当する学校等は8,000m²以上)。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)」(昭和45年)により空気環境や飲用水などの維持管理についての基準が定められています。

▽な行▽

■ノロウイルス(のろういるす)

ノロウイルスは、人間の腸でのみ増殖し、人から排出されたウイルスが海に流れ込み、ホタテやカキ等の二枚貝の内臓に蓄積されます。その貝を十分に加熱せずに食べると感染することがあります。また、感染者の便や嘔吐物に接触した手を介して汚染された食品、生活環境による感染が例年多く発生しています。

感染力が強く、嘔吐物等の不適切な処理のため飛散したウイルスを吸入することでも感染することがあるため、嘔吐物の処理は塩素系消毒剤等で適切に行うことが重要です。

潜伏期間は1~2日ほどで、嘔吐、下痢、発熱等を発症します。感染しても症状が出ない場合があり、気付かないうちに食品や生活環境を汚染させてしまいます。感染すると、2~4週間程は便からウイルスが排出されるため注意が必要です。

▽ま行▽

■まつ毛エクステンション(まつげえくすてんしょん)

シルクや化学繊維などの人工毛を専用の接着剤でまつ毛につけ、まつ毛を長くしたり濃

くしたりするなど、ボリュームアップする手法です。美容師法に基づく美容行為と位置づけられています。目元というデリケートな部分に行う施術のため、接着剤や器具の刺激、施術者の技術により危害が生じるおそれがあり、施術にあたっては細心の注意が必要です。

▽ら行▽

■ レジオネラ属菌・レジオネラ症（れじおねらぞくきん・れじおねらしょう）

レジオネラ症とは、土壌や河川、湖沼などの自然界に広く生育しているレジオネラ属菌が原因で発症する感染症です。レジオネラ属菌は36℃前後でよく増殖し、冷却塔の中の冷却水、循環型浴槽、循環型給湯、プールなどで衛生管理が不十分な場合に、温度や栄養分などの条件が整うと繁殖することがあります。レジオネラ症には抵抗力の弱い人がかかりやすく、重症の場合には死亡することもあるレジオネラ肺炎と、発熱や頭痛、筋肉痛などインフルエンザと似た症状を示し、数日で軽快するポンティアック熱とがあります。

人から人へは感染しませんが、レジオネラ属菌が生息する土壌の砂塵やこの菌に汚染された水のエアロゾルを吸入することにより感染するので、加湿器、24時間風呂、温泉施設、水景施設（人工の滝や噴水等）などの水利用設備や施設が感染源になるおそれがあります。

▽英数▽

■ IPM（あい・ぴー・えむ）

総合的有害生物管理（**I**ntegrated **P**est **M**anagement）の略称で、ねずみや害虫の防除に関し、防除薬剤による人や環境への影響、経済性を考慮しつつ、適切な手段を総合的に講じる防除手法のことをいいます。

漫然と薬剤を定期散布するのではなく、害虫等の生息状況に応じ、発生源の防止対策を講じた上で、薬剤の使用量を適切な量にすることで、人の健康に対するリスクを軽減し、環境保全にも配慮した害虫防除を行うIPMの考え方が主流になってきています。

■ VOC（ぶい・おー・しー）

揮発性有機化合物（**V**olatile **O**rganic **C**ompounds）の略称で、ホルムアルデヒドやトルエン、キシレン、ベンゼン類などの空気中で容易に液体から気体へと蒸発してしまう物質の総称です。家屋の建材や内装材などから放散されるホルムアルデヒドや、トルエンをはじめとする揮発性有機化合物が頭痛やめまいなどの健康被害（シックハウス症候群）の原因となることがあります。